

外国人雇用状況報告の義務化について

次のとおりとすることが考えられる。

1 報告義務者

外国人労働者を雇用する事業主

2 対象外国人労働者

特別永住者を除く外国人労働者

3 報告時期

外国人労働者の雇い入れ時及び外国人労働者の離職時

4 報告内容

外国人労働者の

① 国籍

② 在留資格・在留期限

※ 雇用保険被保険者資格取得届提出時に併せて報告。雇用保険被保険者資格取得届を提出しない外国人労働者に関しては、上記の他、氏名、生年月日、性別について報告。なお、電子申請への対応も検討する。

5 罰則

報告をしない場合及び虚偽報告をした場合については、罰則（30万円以下の罰金を想定）を課す。

※ 雇用対策法第28条の大量雇用変動の届出をせず、又は偽りの届出をした者については、30万円以下の罰金が課される（雇用対策法第31条第1項第1号）。

※ 雇用保険法第7条に基づく雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届について、届出をせず、又は偽りの届出をした場合、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金が課される（雇用保険法第83条第1号）。

※ 外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針（局長通達）においては、「事業主は、外国人労働者を採用するに当たっては、あらかじめ、旅券、外国人登録証明書等によりその在留資格が就労が認められるものであることを確認するものとする」とされている。

今後、義務化される雇用状況報告においては、在留資格の確認方法や確認することが必要な場合について、指針に規定することが適当と考えられる。

なお、新たな指針に沿って確認をし、報告した場合は、結果的に事実と異なる報告となったり、報告すべき外国人に係る報告ができなかった場合でも、通常は罰則が課されないこととなる。(例えば、外国人労働者が事業主に偽造旅券を提示した場合や、名前、言語等から外国人とは考えられなかった場合等)